

平成 30 年 10 月 26 日

サブリースに関連する注意喚起の修正について

国土交通省及び消費者庁においては、平成 30 年 3 月、サブリースに関連する 2 件の注意喚起を公表し、サブリース契約を検討されている方及びサブリース住宅に入居されている方が確認すべき事項などについてポイントをお示ししたところですが、最近の状況等を踏まえるとともに、金融庁とも連携し、これらの資料の修正を行いました。

【これまでの経過等】

国土交通省及び消費者庁は、サブリース契約をめぐるトラブルが発生しているケースなどを踏まえ、平成30年3月、2件の注意喚起を公表するなど、連携して対応してきたところです。

他方、アパート・マンションやシェアハウス等を対象とした投資用不動産向け融資について、顧客保護等の観点から問題のある事例が確認されており、金融庁では、融資審査・管理態勢、顧客保護等管理態勢、法令等遵守態勢に関して、金融機関に対し横断的なアンケート調査を行い、検査も活用しつつ深度あるモニタリングを実施する予定です。

この度、上記の3省庁においては、密接な連携の下、平成30年3月に公表した注意喚起を修正し、より効果的にトラブルの防止を図っていくこととしました。今後も、状況を注視しながら、必要な取組を進めてまいります。

【修正概要】

- ① サブリース契約を検討されている方向けの注意喚起に、サブリース住宅原賃貸借標準契約書を活用し、重要事項の説明を受けるべきであることを記載しました。
- ② サブリース契約を検討されている方向けの注意喚起に、サブリース契約を伴う投資用不動産向け融資を受ける際、不動産業者や金融機関による不正行為が確認されていることを踏まえた記述を追加しました。
- ③ 相談事例について、シェアハウスに関連するものを追加する時点更新を行いました。

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課
澤野、塩崎、吉田
TEL : 03(3507)9197 (直通)
FAX : 03(3507)7557